

議案第179号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税について登記簿上の所有者等が死亡している場合に現所有者がすべき申告の制度を設けるとともに、個人の市民税の所得控除に係る規定について所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第17条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額，ひとり親控除額」に，「，所得割」を「，前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割」に，「第7項」を「第6項」に改める。

第23条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第23条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め，同条第1項中第3号を削り，第4号を第3号とする。

第23条の4の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め，同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り，同項中第3号を削り，第4号を第3号とする。

第36条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め，同条第4項中「において」を「には」に改め，「これを」を削り，同項に後段として次のように加える。

この場合において，当該登録をしようとするときは，あらかじめ，その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第36条第8項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め，同項を同条第9項とし，同条中第7項を第8項とし，同条第6項中「同条同項」を「同条第1項」に改め，同項を同

条第7項とし、同条第5項中「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する方法により探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第42条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第44条の4の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第44条の5 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第53条第1項において同じ。）は、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所又は所在地、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第53条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が第44条の5の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第81条第3項中「第36条第6項」を「第36条第7項」に、「同条」を「同条第1項」に、「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第9条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次条において同じ。）」に、「及び次条において同じ」を「において同じ」に改め、「（以下この条及び次条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第10条中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合

を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第11条中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第27条第13項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第32条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第14条の2、第17条、第23条第1項ただし書、附則第9条から附則第11条まで及び附則第27条第13項の改正規定並びに次項及び附則第8項の規定 令和3年1月1日

(2) 附則第32条に1項を加える改正規定 令和3年4月1日

(個人の市民税に関する適用区分)

- 2 この条例による改正後の福岡市市税条例（以下「新条例」という。）第14条の2、第17条及び第23条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第23条の3第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

- 4 新条例第23条の4第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第23条の4第1項に規定する申告書につい

て適用する。

(固定資産税に関する適用区分)

5 新条例第36条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 新条例第36条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例第44条の5の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(延滞金に関する適用区分)

8 新条例附則第9条及び附則第10条の規定は、延滞金のうち附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。